



令和7年度

結婚新生活支援補助金のご案内

紀北町では婚姻後、町内に住居を構える方に対して、住居費、引っ越し費用及びリフォーム費用に対して **最大30万円の補助** を行います!!

～ 対象となる夫婦 ～

- ♥ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ♥ 婚姻日の年齢が39歳以下の夫婦
- ♥ 令和6年中の合計所得が500万円未満の夫婦
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、合計所得から年間返済額を控除して算出します。
- ♥ 対象となる住居が紀北町内にあること
- ♥ 紀北町が徴収する町税、国民健康保険料及び水道料金等の滞納がないこと
- ♥ 過去に紀北町以外の自治体でこの補助金を受けていないこと



～ 対象となる費用 ～

- ♥ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支出した次の費用
 - ①新たに住宅を購入した際に要した費用
 - ②新たに住宅を賃借した際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
※ただし、勤務先から住宅手当を支給されている場合はその額を賃料から差し引きます。
 - ③住宅に引っ越す際に要した費用（引っ越し業者または運送業者への支払い費用）
 - ④新たに住宅をリフォームした際に要した費用（修繕、増築、改築、設備更新用の工事費用）
※ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については除きます。

～ 補助限度額 ～

- ♥ 1世帯あたり30万円（上限） ※1世帯につき1回
※ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は1世帯あたり60万円（上限）

※申請書などの必要書類は、紀北町ホームページからダウンロードしていただくか、本庁 福祉保健課または海山総合支所福祉環境室でお渡ししております。

※対象費用など詳しくは、下記担当までお問い合わせください♪

福祉保健課 地域福祉係 TEL：0597-46-3122

福祉環境室 福祉保健係 TEL：0597-32-3904